

**投票に行かないことは罪？**

「罪」では、ありません。日本国憲法では、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない」とされています。ですので、投票に行かなくても罪に問われることはありません。

ちなみに海外では・・・(例)

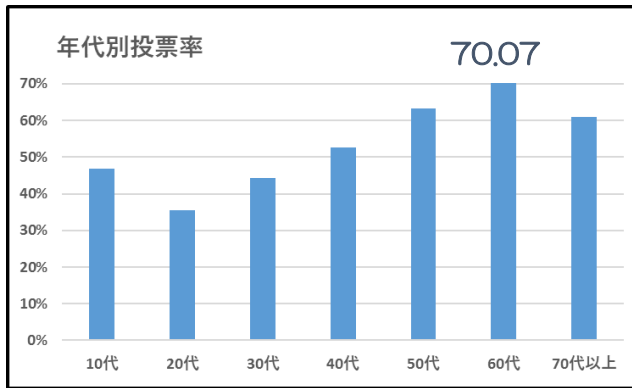
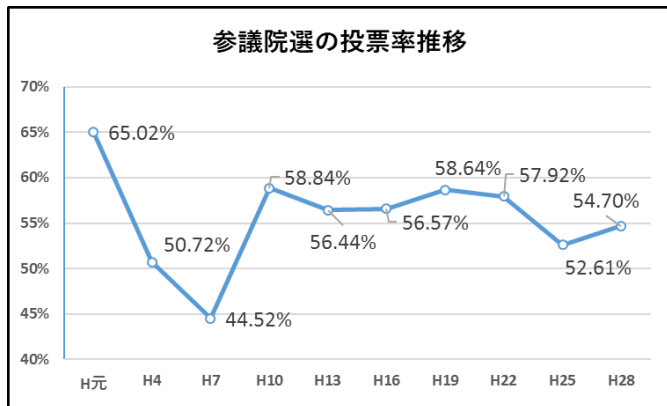
オーストラリア：罰金  
 キプロス：罰金・投獄  
 シンガポール：選挙人名簿からの抹消

となっています。

なぜ、海外ではこのような「義務投票制」を採用している国があるのでしょうか。いくつかの理由がありますが、一番は「**国民が政治問題を真剣に考えざるを得なくなるから**」ではないでしょうか。

**日本の現状**

我が国の近年の投票率は、あまり高いものではありません。参考として、近年の参議院選挙の投票率推移と年代別投票率を見てみましょう。



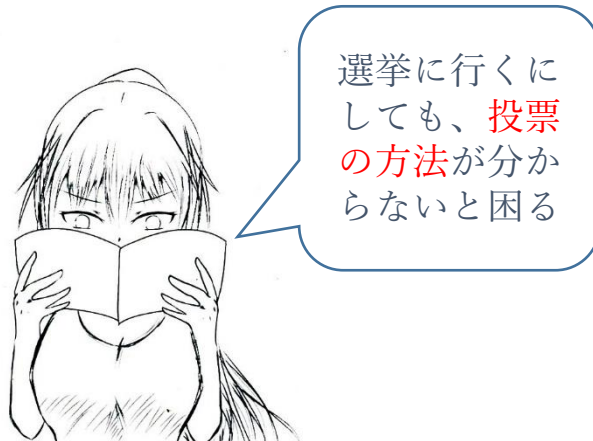
近年は投票率が6割を切っており、60代が一番高いことがわかります。

この状況のズイところわかりますか？

**問題点**

年代による「投票率の偏りは、政策まで偏る」原因になりかねません。このままでは、若い世代の声は、政策に反映されにくくなるかもしれません。

そこで、今こそ**私達の行動(投票)**が大切になります。そのために、投票の仕方について見てみましょう！でも・・・



**投票に行く前に**

必要なもの確認→**投票所入場券(ハガキ)**  
 ※投票所入場券(ハガキ)を無くしてしまっても、選挙人名簿に載っていれば、本人確認後に投票できます。

**投票の方法**

今回は参議院選挙なので、有権者は選挙区と比例代表

表の「**2票**」を投じます

選挙区の場合

比例代表の場合

「候補者名」

を書いて投票

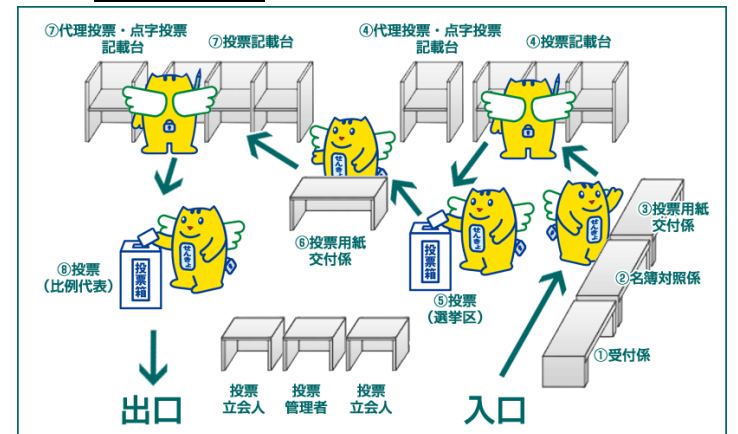
当選させたい候補者名を投票用紙に記入しましょう

「候補者名」  
か  
「政党名」

を書いて投票

当選させたい候補者名または政党名を投票用紙に記入しましょう

**投票の流れ図**



明るい選挙推進協会 WEB より

## 当日、選挙にいけない人は・・・

仕事や旅行、学校や家族の用事などの様々な理由で投票日に都合がつかない人でも、公示日の翌日から投票日の前日までの間に、投票日と同じように投票できます。

ですから

**期日前投票に行きましょう！**

期日前投票の仕方はカンタン

- ①期日前投票所を探す【投票所入場券に記載されています】(多くの場合、役場や公民館などの行政施設に設置されます)
- ②投票所入場券(ハガキ)を持って、投票所へ行く
- ③宣誓書に記入する。
- ④投票する。

### 宣誓書(例)

氏名	選挙区	名簿番号	—
期日前投票宣誓書			
令和元年 月 日			
私は、令和元年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙の当日、下記の事由に該当する見込みなので、以下の記載が真実であることを誓います。			
氏名			
生年月日			
現住			
※該当するに該当するに印を記入してください。			
1号	<input type="checkbox"/> 日本(宇都) 国籍を有する	<input type="checkbox"/> 未成年者	
	<input type="checkbox"/> 本人又は配偶者の選挙権喪失	<input type="checkbox"/> その他	
2号	<input type="checkbox"/> 上記以外の州外(レジ) 居住地以外に		
3号	<input type="checkbox"/> 疾病、負傷、身体障害等		
4号	<input type="checkbox"/> 交通手段の障害		
5号	<input type="checkbox"/> 住居移動のため、前例同様に		
6号	<input type="checkbox"/> 天災又は天災等により投票所が		

投票日、出張することになったんだ



8:00

期日前投票も午後8時までだから仕事の帰りでも投票できるヨ



選挙に行くことは、僕達の国を良くするスタートだと思う。

行って未来を変えるか、

行かずに後悔するか、

決めるのは、行動(投票)する

あなたです。



北海道浦河高等学校 課題研究17班



## 第25回

# 参議院議員

# 通常選挙

をきっかけに選挙について考えてみた

7月 4日公示

7月 21日投票